



平成19年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社 ワークマン  
代表者名 代表取締役社長 山根定美  
(JASDAQ・コード7564)  
問合せ先 常務取締役財務部・情報システム部・経営企画部担当  
児島芳夫  
電 話 03-3847-7730

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月10日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第26回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

社外監査役として、今後も有用な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間に会社法第427条の定める責任限定契約の締結を可能とするため、定款第39条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成19年6月28日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第39条 < 第45条	<u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第39条</u> 当社は、社外監査役との間で、会社法 <u>第423条第1項の賠償責任について法令に定</u> <u>める要件に該当する場合には賠償責任を限</u> <u>定する契約を締結することができる。た</u> <u>だし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、</u> <u>法令に定める最低責任限度額とする。</u>  第40条 < 第46条